

横福指第 39 号  
令和 5 年（2023 年）5 月 31 日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉子ども部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議  
等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
標記の件について、「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う人員基  
準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日 厚生労働省老健局高齢者支援  
課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）をうけ、運営推進会議等の取り  
扱いを下記のとおりとします。

各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いします。

記

- 1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の実施について
  - ・原則、対面による会議形式（オンライン含む。）で実施してください。実施の際には、感染対策を徹底してください。
  - ・欠席（感染症の状況等から通常の会議形式への出席を希望されない構成員も含む。）した構成員から書面等により、意見聴取等を行っている場合は、当該構成員は出席したものととして取扱ってください。
  - ・当該記録の公表及び市への報告等は通常どおり行ってください。

※やむを得ない理由により、対面等による開催が困難な場合は、市に相談してください。
- 2 市職員の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への出席等について
  - ・市職員の会議への出席を希望される場合は、事前に（参考様式 1）「運営推進会議への出席について（依頼）」を提出してください。
  - ・市職員の会議への出席は、年度内 1 回とします。（オンラインによる参加の場合は、この限りではありません。その際は、市にご相談ください。）
  - ・書面による意見等の提出に代えさせていただく場合もあります。ご了承ください。
- 3 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において行う外部評価について  
（対象サービス） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
看護小規模多機能型居宅介護
  - ・上記 1 及び 2 に準じます。
  - ・運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において外部評価を行う事業所については、上記 2 の市職員の会議への出席は、外部評価実施時とします。

4 外部評価の実施回数の緩和について

(対象サービス) 認知症対応型共同生活介護

- ・外部評価の実施回数の緩和を受けるには、「運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員が含まれており、かつ緩和を受けようとする年度の前年度において開催された運営推進会議に市の職員又は地域包括支援センターの職員が1回以上出席していること。」が必要です。緩和を希望される事業所においては、市の職員又は地域包括支援センターの職員への出席の依頼を必ず行ってください。

(事務担当：民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 電話：046-822-8162)